

臨時増刊号の企画について

会誌広報委員会*

この度、職務発明制度について臨時増刊号を企画いたしました発端が、本年初来、世界的にも大きな反響を惹き起こしました一連の職務発明に係る巨額対価認定の判決に因るものであることは申すまでもありません。

折りしも職務発明に係る特許法35条の改正法案が今国会に提出されることが決まった時期でもありました。

一連の判決に意外性とともな違和感をも禁じざるを得なかったのは我々委員会だけに留まるものではないと思っておりますが、そこに改正法案の内容も知られる事になり、この意外性と違和感が今後も継続されるのではとある種の危機感さえ抱かざるを得ませんでした。

このような状況において会員企業およびその担当者にとっては今後どのように職務発明に対応していけばよいのか、あらかじめどのような対策を講じておけばよいのかなど難題が一気に山積みされたのではないかと思われました。

そこで、職務発明について、その意味あるいは意義さらにその位置付け、あるべき姿など各方面からの考え方を会員のみならず世の多くの方々にも提供し、知っていただくことで、今後の思考、対策の一助としていただきたく急遽、臨時増刊号の発刊企画を行うことにいたしました。

このような背景のもと、臨時増刊号への執筆を、学界から東京大学の玉井克哉教授、ならびに一橋大学の長岡貞男教授、また、産業界からは元日本化薬(株)社長の竹田和彦氏ならびに日本知的財産協会政策プロジェクト・チーム・リーダーの澤井敬史氏さらに海外からの知的財産専門家としてピーター・シェクター氏にお願いし、論説文をいただくことができました。

さらに、この度の一連の判決を受けて、海外の知的財産に係る民間団体からもステートメントが発せられており、日本知的財産協会の声明文と併せてそれも掲載させていただきました。

振り返りますれば、過去にこれほどまでに職務発明が語られたことはなく、会誌広報委員として、その渦中にこのように卓説を提供することができることの意義を自負するとともに、その企画編集に携われたことに無上の喜びを感じるものであります。

最後にあたり、この臨時増刊号の発刊は「知財管理」誌史上初めての企画であり、短期間に労知を集約させていただきました成果であります。このような制約にも拘わらず論説をご提供いただきました執筆者諸氏および多大なご支援をいただきました日本知的財産協会事務局の皆様には厚く御礼申し上げます。

2004年4月

* 2003年度 Publication and Public Affairs Committee